



今がチャンス!

就職氷河期世代を採用しませんか!

ハローワークにおいて求職登録者数が一番多い年代です。

大阪府内におけるハローワークの年代別新規求職登録者数
※平成31年4月1日～令和2年3月31日



対象となる方を雇用すると特定求職者雇用開発助成金
(就職氷河期世代安定雇用実現コース) が支給されます。
対象となる方や支給要件については裏面をご確認下さい。



就職氷河期世代支援サイト

● 就職氷河期世代を対象とした求人申込みのお願い

就職氷河期世代を募集する求人については、就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)に限定した求人(限定求人)及び、年齢不問であっても就職氷河期世代の応募を歓迎する求人(歓迎求人)の申込みがハローワークにおいて可能となりました。

就職氷河期世代を対象とした求人申込みについてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。ハローワークでは採用後の職場定着等に向けた支援にも取り組んでいます。

下記要件を満たす求人が対象です。

1	就職氷河期世代の方で正社員雇用の機会に恵まれなかった方を対象とすること。
2	期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること。
3	経験等不問の求人であること。
4	選考方法は「面接」のみとするよう努めること。

詳しくは、大阪労働局またはハローワークへお問い合わせください。

「特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)」のご案内

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

＜対象となる労働者＞ 下表①～④のすべてに当てはまる方が対象です

雇い入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など（以下、「ハローワークなど」といいます）の紹介で**正規雇用労働者**として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
③	ハローワークなどの紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である方であつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
④	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

＜支給額＞ 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

企業規模	支給対象期間	支給額※		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇い入れ日から起算した最初の6カ月を第1期、以後の6カ月を第2期といいます。

＜対象となる事業主＞ 下表①～⑥のすべてを満たす事業主が助成金を受給できます

①	雇用保険の適用事業主であること
②	対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。）として雇用することが確実であると認められること
③	対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと
④	対象労働者の雇入れ日よりも前に特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇等をしていないこと
⑤	基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
⑥	対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

◆対象となる事業主の要件等については、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。